

税務係争・税制改正要望ニュースレター

2025年11月

CFC税制に関する弁護士意見書の成功事例

Key Takeaways

- 課税処分を受けるのを避けるための手段として、私たちは、納税者の見解が認められるべき理由の詳細を書面にまとめて、証拠資料と共に税務調査官に提出することをお勧めしています。
- それも、出来る限り、税務訴訟における準備書面のような質・量のものを提出するのが効果的です。
- 今回は、最近の成功事例として、CFC税制に関する弁護士意見書の事例をご紹介します。

定期預金の利子は受動的所得に該当しないという主張が認められた事例

納税者が行った取引

日本の海運会社である納税者が間接的に全株式を保有するシンガポール子会社（本件子会社）は、外航海運業を営んでおり、船舶を調達するために多額の手元資金を必要としていた。そこで、自らの事業収益を原資とする資金を、満期を1年以内とする定期預金に預け入れて手元資金を準備すると共に、当該定期預金の利子を受け取った。納税者は、当該利子をCFC税制に係る受動的取得として合算せずに、法人税の申告をした。

税務当局の指摘

本件子会社はCFC税制に係る経済活動基準を全て満たしているため、納税者は、本件子会社の所得を全て合算する必要はないが、受動的所得については合算しなければならない。当該定期預金の利子は、「その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金…の利子」（措法66条の6第6項2号括弧書）に当たらないから、受動的所得に該当する。したがって、納税者は、当該利子を合算して、法人税の申告をすべきである。

弁護士意見書の概要

同号が「その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金…の利子」を受動的所得から除外した趣旨は、業務の通常の過程で生ずる預貯金利子を利用した租税回避は想定し難いからである。本件子会社は、そのビジネス上、事業用資産である船舶の購入に充てるために多額の手元資金を準備しておく必要がある。そのため、自らの事業収益を原資とする資金を銀行に預け入れることは常識的かつ合理的であり、本件子会社の事業に必然的に伴う活動である。

また、定期預金は、普通預金よりも有利であり途中解約も可能であるから、利用時期が未確定である資金を定期預金として預け入れることは、営利企業として合理的であり、資産運用的な所得を外国子会社に付け替えるような租税回避とは無縁の行為といえる。したがって、当該定期預金の利子は、「その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金…の利子」に当たるから、受動的所得には該当しない。

納税者を防御する盾

最近のCFC税制に関する税務調査では、外国子会社が受けた定期預金の利子を受動的所得として合算すべきと指摘する例が増えている。定期預金の利子が受動的所得に該当するか否かは、それが「その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金…の利子」に当たるかどうかにかかっているが、その意味するところが必ずしも明確ではないため、争いが生じやすい論点となっている。

本件では、弁護士意見書を提出することにより、税務調査の段階で納税者の見解が認められて申告是認となった。納税者としては、できることなら、課税処分を受けるのを避けたいはずである。そのための手段として、私たちは、納税者の見解が認められるべき理由の詳細を書面にまとめて、証拠資料と共に税務調査官に提出することをお勧めしている。

それも、出来る限り、税務訴訟における準備書面のような質・量のものを提出するのが効果的である。ポイントは、税務調査の段階から、前倒しで議論することに尽きる。前倒しの対策こそが、納税者を防御する盾になるというわけである。

税務係争は課税処分から納税者を防御する手段です

税務係争サービスの案内

デロイトトーマツは、税務係争を通じて、課税処分から納税者を防御します

デロイトトーマツには、反論書・弁護士意見書の提出から審査請求・税務訴訟の代理まで包括的にサービスを提供して、課税処分から納税者を防御することにより、税の問題を解決した実績があります。

フェーズ1 反論書

フェーズ2 弁護士意見書

フェーズ3 審査請求

フェーズ4 税務訴訟

最初のステップは反論書

納税者が、税務調査において、税務当局との見解の相違に直面したときは、納税者の見解とその理由をまとめた反論書を提出するのが、最初のステップとなります。

反論書が有効なケース

例えば、調査官の指摘に対し、①法令・通達だけでなく、判例・裁決も踏まえて反論すべきケース、②調査官による契約書の解釈や事実認定が誤っていると反論すべきケース、③税法以外の法令解釈も必要なケースでは、反論書の提出が有効です。また、④今後想定される指摘に備えて、予め反論書を作成しておくことも考えられます。

反論書サービス

デロイトトーマツは、発注時に頂いた資料から分かる事実関係を前提として、納税者名義の初期的な反論書を、定額報酬でスピーディに提出します。あらゆる日本の税目に対応可能です。調査官との協議や、追加反論書の提出にも、時間報酬で対応します。

税務調査対応の切り札

反論書を提出しても見解の相違が解消されないときは、弁護士意見書が切り札となります。納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明する弁護士意見書を証拠と共に提出して、課税処分を回避できたケースが増えています。

弁護士意見書が有効なケース
特に、①どうしても譲れない重要な論点について、単に反論書を提出するだけでなく、調査官と協議して、必要に応じて追加意見書を提出し、何としても認めさせたいケース、②認められなければ審査請求や税務訴訟をするとも辞さないケースでは、弁護士意見書の提出が有効です。

弁護士意見書サービス

デロイトトーマツは、弁護士名義の意見書の提出だけでなく、調査官との協議や追加意見書の提出も含め、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の回避に努めます。サービス提供前に、納税者の見解が認められる可能性がどの程度あるかを検討します。

税務におけるスピークアップ

税務当局が課税処分を下したときは、納税者は、審査請求をして、行政庁としての最終判断を求めるることができます。審査請求は、税務におけるスピークアップの手段といえます。審判所は、納税者と税務当局の見解をよく聞いた上で、証拠に基づき判断します。

審査請求の流れ

処分通知を受けた日から3ヶ月以内に審判所に審査請求をする必要があります。審判所では、反論書等のやり取りが、通常3~4回程度行われます。裁決までの期間は、おおむね1年程度です。課税処分を取り消す裁決が下された場合、税務当局は裁判所で争うことはできません。

審査請求サービス

デロイトトーマツは、納税者の審査請求を、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、面談への出席、審判官との協議を含め、全ての審査請求手続に対応します。

更なるスピークアップの手段

審判所が棄却裁決を下したときは、納税者は、税務訴訟を提起して、司法の判断を求めることがあります。税務訴訟は、更なるスピークアップの手段です。裁判所では、誤った税法解釈の是正も可能です。

税務訴訟の流れ

裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に税務訴訟を提起する必要があります。第一審では、準備書面のやり取りが、通常5~6回程度行われます。判決までの期間は、1年半程度です。控訴審では、判決までの期間は、おおむね1年以内です。上告審では、判決までに1年以上かかる場合があります。

税務訴訟サービス

デロイトトーマツは、納税者の税務訴訟を、第一審、控訴審から上告審まで、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、弁論期日への出席、証人尋問を含め、全ての訴訟手続に対応します。

税制改正要望は課税ルール 자체を変える手段です

税制改正要望サービスの案内

デロイトトーマツは、税制改正要望を通じて、課税ルール 자체を変えるサポートをします

デロイトトーマツには、納税者に対し税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えることにより税の問題を解決した実績があります。

税制改正要望が有効なケース

現行の課税ルールに問題があったとしても、税務当局がその課税ルールに基づいて課税処分を下してしまうと、税の問題を司法的に解決することは容易ではありません。しかし、法令・通達等を改正することにより、問題のある課税ルール自体を変えれば、税の問題を立法的あるいは行政的に解決することができます。このように課税ルール自体を変えることが必要なケースでは、税制改正要望が有効です。

税制改正要望サービス

デロイトトーマツは、納税者に対し、成功報酬又は時間報酬で税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えるサポートをします。具体的には、現行の課税ルールの問題を精査し、実現可能な法令・通達等の改正案を提案し、そのように改正されるべき根拠を準備して、税制改正要望の実現を強力にバックアップします。



税の問題を解決した実績で選ばれています

税務係争・税制改正要望サービスの実績

デロイトトーマツには、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を解決した実績があります

デロイトトーマツは、税の問題をできる限り早く解決することを心がけており、受任・関与した多数の案件において、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を実際に解決しています。税の問題を解決した最近の実績の例は、次のとおりです。

	反論書	役員給与		
2025	税制改正要望	過大支払利子税制	反論書	印紙税
	弁護士意見書	権利確定主義	反論書	相続税
	反論書	再調査の要件	反論書	課税売上割合
	審査請求	交際費	弁護士意見書	CFC税制
2024	反論書	寄附金	弁護士意見書	重加算税
	税務訴訟	組織再編の行為計算否認	審査請求	青色申告承認取消
	弁護士意見書	CFC税制	審査請求	固定資産税
2023	弁護士意見書	債権貸倒損・譲渡損	弁護士意見書	交際費
	弁護士意見書	組織再編の行為計算否認	弁護士意見書	株式有利発行
	税務訴訟	CFC税制		
2022	弁護士意見書	固定資産税	審査請求	みなし譲渡所得
	審査請求	法人の受贈益	弁護士意見書	みなし譲渡所得
2021	審査請求	組織再編税制		
2020	弁護士意見書	印紙税		

YouTube 講座

税でモメたらどうする

- 最新の裁決をもとに、税のモメ事の顛末を10分で解説
- 裁決を学び、税でモメたらどうすればよいか、一緒に考えてみましょう



講師 DT弁護士法人 北村 豊



お問い合わせ

北村 豊
デロイトトーマツ 税務・法務領域 税務係争リーダー⁺
DT弁護士法人 パートナー
email yutaka.Kitamura@tohmatsu.co.jp

河野 良介
DT弁護士法人 パートナー
email rykono@tohmatsu.co.jp

今井 利友
デロイトトーマツ 税理士法人 マネージングディレクター⁺
email tosimai@tohmatsu.co.jp

大和屋 力
DT弁護士法人 カウンセル
email tsutomu.yamatoya@tohmatsu.co.jp

DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6870-3300 (代)
大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel 06-7711-2540 (代)
email dtlegal@tohmatsu.co.jp
会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal
税務係争・税制改正要望サービス www.deloitte.com/jp/controversy
所属弁護士会 第一東京弁護士会 (主事務所)

Deloitte. Legal

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジアパシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリミテッドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますまたは拘束せることはありません。DTTLLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のアームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジアパシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、シンガポール、北京、バンコク、ハノイ、香港、ジャカルタ、マニラ、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>